

## 会議記録

会議名	令和5年度 第3回 杉並区文化・芸術振興審議会
日 時	令和6年3月25日（月）午後6時00分～午後7時07分
場 所	杉並区役所 東棟6階 教育委員会室
出席者	<p>〔委員〕曾田修司（会長）、後藤朋俊、小林真理、染谷真之介、朝枝晴美、谷原博子、日沼禎子、米屋尚子、シライケイタ、富澤武幸          〔区〕文化・交流課長（坪川）、文化・スポーツ担当部長（齊藤）          〔事務局〕文化・交流課</p>
欠席者	服部洋
配布資料	<p>資料1 令和5年度文化・芸術振興事業の取組結果について          資料2 令和6年度文化・芸術活動助成金制度及び審査について          資料3 令和6年度文化・芸術振興審議会スケジュールについて          参考資料1 令和6年度文化・芸術活動助成金募集要項（案）          参考資料2 令和6年度若手アーティスト文化芸術活動助成金募集要項（案）          参考資料3 若手アーティスト文化芸術活動助成金募集チラシ（案）</p>
会議次第	<p>〔議事〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 議題             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和5年度文化・芸術振興事業の取組結果について</li> <li>(2) 令和6年度文化・芸術活動助成金制度及び審査について</li> <li>(3) 令和6年度審議会スケジュールについて</li> </ol> </li> <li>3 閉会</li> </ol>
主な発言	別紙のとおり

発言者	発言内容
	— 開会 — (午後6時00分)
文化・交流課長	<p><b>1 開会</b></p> <p>それでは、定刻になりましたので、令和5年度第3回文化・芸術振興審議会を開催いたします。</p> <p>本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。私は文化・交流課長の坪川です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日は、服部委員から欠席のご連絡を頂いております。</p> <p>配付資料の確認でございます。資料1から3と、参考資料として1、2、3となっております。皆様のお手元にございますでしょうか。もし、不足がございましたら事務局までお申し出ください。では、以降の議事進行につきましては、曾田会長にお願い申し上げます。</p>
曾田会長	<p>では、文化・芸術振興審議会を始めます。皆様、お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>本日の審議会では、文化・芸術振興審議会条例第5条4項に基づき、公開としています。傍聴人の方はおりません。</p>
	<p><b>2 議題</b></p> <p>(1) 令和5年度文化・芸術振興事業の取組結果について（資料1）</p>
曾田会長	<p>それでは、議題に移ります。</p> <p>「(1) 令和5年度文化・芸術振興事業の取組結果について」ということで、事務局から説明をお願いいたします。</p>
文化・交流課長	<p>では、資料1を御覧ください。「令和5年度文化・芸術振興事業の取組結果」の報告でございます。</p> <p>最初に、「1. 「杉並芸術会館（座・高円寺）における文化芸術の提供」でございます。</p> <p>数値は、12月までの数値となっております。</p> <p>まず、来場者数ですが、14万8,960人ということで、括弧内が前年度の同じ12月までの数字ですので、1万8,000人ほど増えているということでございます。</p> <p>事業数は340事業、稼働率は、座・高円寺2が82%、阿波おどりホールが71%ということで、ほぼコロナ前に戻りつつあるところでございます。</p> <p>(2) が「小学4年生を対象とした演劇鑑賞教室」でございますが、こちらは平成21年度から区立の小学校、近隣の私立小学校のそれぞれ4年生を対象に、演劇公演に無料招待というのを行っておりまして、令和5年度についても9月から10月にかけて実施しております。また、公演終了後には、出演者・スタッフによる質疑応答や、希望する学校を対象に舞台裏の見学、歌やダンスのワークショップなどの関連プログラムを行っております。</p> <p>演目は、「小さな王子さま」と「フランドン農学校の豚～注文の多いオマケ付き～」という、この2つの演目でございます。</p> <p>学校数としましては、区内に区立小学校は40校がございますが、2校が台風だったということ、インフルエンザの流行がございまして実施できなかつたのですが、38校参加していただいております。私立が1校というところです。下にその事業の様子写真を載せてございます。</p> <p>続いて、2ページ目へ参りまして、「2. 「杉並公会堂での文化芸術の提供」でございます。</p> <p>1月9日から改修工事を行っておりまして休館をしているのですが、数値としては12月までの数値ということでございます。</p> <p>こちらも来場者数が22万9,174人と、前年度に比べまして4万</p>

	<p>8,000人近く増えております。事業数、それと稼働率も大ホール79%、小ホール90%、グランサロン77%と、こちらもほぼコロナ禍前の稼働率に戻ってきているというところでございます。</p> <p>(2)が「日本フィル杉並公会堂シリーズ」で、記載の5回の公演を行っておりまして、それぞれ右側に来場者数が載っておりますが、5年度は全て公演完売というところで、大変好評でございました。</p> <p>上から2つ目、6月29日は、角野隼斗さんというピアニストの方をお招きいたしております、この方はユーチューバーとしても活動されていて、CM出演などでも注目されるピアニストで、チケットも発売日から数日で完売したということでございます。</p> <p>また、7月25日は夏休みコンサートということで、子ども向けのコンサートですが、やはり大勢の方にお越しいただきました。ニーズがあるのだなと感じられるところでございます。</p> <p>3番目が「日本フィルハーモニー交響楽団との友好提携事業」でございますが、杉並区と日本フィルは平成6年に音楽を通じた交流ということで、友好提携を結んでおります。区内各所で日本フィルと友好提携事業を行っていまして、5年度はこの表のとおりの事業を実施しております。</p> <p>上でも申しました公会堂シリーズをはじめとして、同じ公会堂を使って公開リハーサルというのがございますが、そちらにも大勢の方にお越しいただいております。</p> <p>また、各学校、小学校と中学校を回っているのですけれども、出張音楽教室ですとか、学校以外でも、区の施設への出張コンサートを行っています。「すぎのこ農園」というのは、農福連携農園というのを杉並区がつくっておりまして、そこでのコンサートで、下の右側の写真がそのコンサートの様子でございます。「ゆうゆう館」というのは敬老会館なのですが、高齢者向けの施設ということで、そちらでも出張コンサートを行っております。</p> <p>区の施設以外でも公募出張コンサートとしまして、区内のデイサービスですかグループホームでのコンサートも実施しております。</p> <p>それと、区役所の1階でロビーコンサートをこれまで行っておりまして、令和5年度についても区役所で2回、それから、区役所だけではなくて、外にも出向きて、コミュニティふらっと成田、これは集会施設ですが、こちらで1回、また、久我山会館でも1回というところでございます。久我山会館につきましては、仕事帰りの方も参加できるようにということで、18時30分開演としまして、大変こちらも好評でございました。久我山会館の写真は、左下でございます。</p>
曾田会長	<p>一旦切って、ホール・劇場関連の活動報告がまとまってここまでありますので、ご質問ありますでしょうか。</p> <p>いろいろすばらしい実績を上げていらっしゃって、特に日フィルの杉並公会堂シリーズの全公演完売というのはすばらしいと思うのですけれども、それだけではなくて、いろいろ外へ出かけていっても活動をしていらっしゃるというようなことで。</p> <p>質問ですけれども、エデュケーション・フェスティバルというのは、どういう中身でいらっしゃるのですか。</p>
後藤副会長	<p>これは、毎年春休みに子どもたちをお呼びして、これは公会堂さんと区さんと、公会堂全館貸し切ってやっている。</p> <p>本来3月だったのですけれども、3月は休館ということで、今年度は12月にやりまして、本来ですと朝から夕方まで、オーケストラ2回公演で、あと、楽器体験ですか、大声コンテストですか、あと、公会</p>

	堂を探検する探検隊ですとか、いろいろ子どもたちと接する機会を増やしてということで。
曾田会長	演奏会だけではないということですね。
後藤副会長	そうですね。ただ、このコロナ禍を経て、いろいろ今まで制限はあるのですけれども。 もともとこれはゼロ歳児からも入れるコンサートなのですね。今年、久しぶりにゼロ歳から入れるということで、これは本当に公会堂さんと区のご協力があってやれるコンサートです。
曾田会長	ありがとうございます。 あと、何か皆さんから、聞いておきたいことや、感想などいかがですか。
日沼委員	ぜひ、芸術監督のシライ委員がいらっしゃるので、何か補足をしていただければいいのではないかと思ったのですけれども。プログラムについてのエピソードとか何か、定量的なものよりは定性のこととか、もしあれば教えてください。
シライ委員	ここに書いてある「アメリカン・ラプソディ」という作品は今期で最後にするということが決まっていて、そういうこともあって、かなり盛況だったと思います。 「劇場へいこう！」の「フランドン農学校の豚～注文の多いオマケ付き」も今年度で一応ここまでで、来年度は新しい作品をつくることになっています。 「小さな王子さま」は、まだ数年は続けようと思っていますけれども、どちらも新しい作品を私が手がけるので、そういう意味では大きなプレッシャーもありますけれども、コロナも終わって人も戻ってきてるので、いい作品をつくろうと思っております。
曾田会長	ほかに何かお気づきの点はありますか。小林委員どうぞ。
小林委員	座・高円寺で質問です。すごい数の事業数をやっているなと思ってびっくりしたのですけれども、この主催、共催の違いを教えてほしいなと思いました。主催はもちろん劇場のほうがつくっているものなのかなと思うのですけれども、共催というのは具体的にどういうものなのでしょうか。
シライ委員	年間の間を主に3つに分けていて、3分の1が主催公演。これは、ここに書かれている「劇場へいこう！」ですとか、冬に行われる「アメリカン・ラプソディ」も全部主催公演です。3分の1が「劇作家協会プログラム」といって、劇作家協会が選別した作品をやります。大体10作品ぐらいです。もう3分の1が、これが共催と書かれている、我々は提携公演と呼んでおりますけれども、劇場に直接応募していただいた中から我々が選別して、上演してもらいます。 単なる貸館というよりも、そこには劇場費の減免の話ですとか、稽古場の貸出しですとか、公演のために劇場がバックアップするという、そういう共催です。それが大体3分の1ずつずみ分けられているという形です。
小林委員	分かりました。
文化・交流課長	先ほどの「コミュかる」の2ページ目に座・高円寺のページがありますけれども、この中で主催といっているのは「座・高円寺ダンスアワード」で、それ以外は提携ですね。
シライ委員	そうですね。ダンスアワードは主催で、あとは提携公演ですね、
小林委員	分かりました。
曾田会長	ほかにいかがでしょうか。 では、次の説明に移っていただけますでしょうか。

文化・交流課長	<p>3ページ目の上から、4番です。情報紙「コミュかる」の発行です。発行を年4回行っておりまして、お手元にお配りしたのは12月号と3月号でございます。</p> <p>その下は「すぎなみ戦略的アートプロジェクト」ということで、表にございますとおり、「スギナミ・ウェブ・ミュージアム」、その下が「文化芸術の展示」とということで、「BATA ART EXHIBITION」と呼んでいますけれども、それと「アート・ファン・ミーティング」と、この3つの事業を行っております。</p> <p>これを区と協働している相手方であるNPO法人のチューニング・フォー・ザ・フューチャーと一緒に行っているということでございます。</p> <p>上から「スギナミ・ウェブ・ミュージアム」ですけれども、常設展として、現在「杉並の芸術家展」、中川一政さん、佐野ぬいさん、田中青坪さん、鈴木信太郎さん、棟方志功さんの作品を展示しております。</p> <p>企画展は、これは前回もご紹介しましたけれども、UNDER 24の作品を展示しているところです。</p> <p>区民展としましては、瀬谷ゆみこさんは11月で終わっておりますけれども、その下「誰もが目にしたことのある杉並のまち風景スケッチ」ですとか、「古地図さんぽムカシのこの辺」ということで、区民展として今掲載をしてございます。</p> <p>その下は「文化芸術の展示 (BATA ART EXHIBITION)」ですけれども、「和文化のワークショップ」と「ライトアップ展示」を行いました。</p> <p>下の「ライトアップ展示」につきましては、恒例のスタードームの展示に加えまして、阿佐ヶ谷児童遊園の遊具や植栽等に人感センサーで反応する照明を散りばめたライトアップを行いました。白黒なのですけれども、その次のページの上がりスタードームの展示を行った様子でございます。</p> <p>3ページ目一番下なのですが、「アート・ファン・ミーティング」は杉並の文化・芸術に関心のある方々にお集まりいただいて情報交換を行う会議です。これもNPOが中心となって行っておりまして、年間で全8回実施しております。著作権講座などもあるのですが、今年度は、区役所の庁舎内にも幾つも絵画ですか彫刻などがございますので、解説を交えて巡るツアーというのを実施いたしました。専門的な知識を持つスタッフによる解説を交えながら開催したもので、これも4ページ目一番上に、美術品鑑賞ツアーやの様子を写真で記載してございます。</p> <p>最後が、4ページ目の6番ですが、「古典の日関連事業」というのを行っておりまして、12月3日に座・高円寺で古典の日の関連イベントを実施しました。</p> <p>11月1日というのが「古典の日」として法律で制定されておりまして、小中学生を対象に古典に親しむという事業を実施しております。</p> <p>5年度については12月3日に実施いたしまして、入船亭扇遊さんと入船亭遊京さんによる「番町皿屋敷」などの落語公演を行っております。午前と午後の2公演実施いたしまして、そのときはそばの食べ方ですか、落語の所作についても、実際子どもたちにも体験してもらったというところです。</p> <p>落語ですと非常に申込みが多くて、990名ほどの申込みがございまして、抽選ということで405の方に参加をしてもらっております。</p> <p>その下、同じ日に行っております「やってみよう！」ということで、</p>
---------	--

	<p>こちらは体験コーナーで「ふろしきワークショップ」「けん玉級位認定会」、それから「昔あそび」ということで、お手玉ですとか、折り紙などの日本の昔遊びが体験できるということで、これは1回と書いてあります。一日通して行っております。</p> <p>取組結果について報告は以上でございます。</p>
曾田会長	<p>何かご質問、その他ありますでしょうか。</p> <p>私、感想ですけれども、「コミュかる」の新聞で、シライさんもインタビューで出ていらっしゃいますけれども、まとめ方がうまいですね。写真もいいですし、非常にいい内容だと思いました。</p> <p>それから、これにも出ていますけれども、「アート・ファン・ミーティング」というのも非常にいい試みだなと思って、見ておりました。</p> <p>あと、皆さんから何かありますでしょうか。</p>
富澤委員	<p>スギナミ・ウェブ・ミュージアムで質問させてください。それぞれのページビュー数、来場者数の数字を教えていただいてよろしいでしょうか。</p>
文化・交流課長	<p>その数字は今持っていませんので、後ほどご報告させていただきます。</p>
曾田会長	<p>ほかにいかがでしょうか。</p> <p>では、この報告についてはご了解いただいたということで、次に参りたいと思います。</p>
	<p>(2) 令和6年度文化・芸術活動助成金制度及び審査について（資料2）</p>
曾田会長	<p>次の議題「(2) 令和6年度文化・芸術活動助成金制度及び審査について」ということで、これも事務局からご説明をお願いします。</p>
文化・交流課長	<p>では、資料2でございます。「令和6年度の文化・芸術活動助成金制度及び審査について」です。</p> <p>まず、6年度実施概要についてですが、令和5年度に引き続きまして、区民や区内に拠点を持つ団体が区内で行う多様で創造的な文化・芸術活動を支援する文化・芸術活動助成を実施します。これがこの表の中で(2)でございます。</p> <p>また、令和6年度はこれまでの助成金に加えまして、若手アーティストを支援するための助成金を始めます。それが、表の(1)でございます。「若手アーティスト文化芸術活動事業助成金」とということで、前回も皆様にお話をしたところですけれども、年齢制限を設けて、今回助成制度を実施するということでございます。こちらについては、10件程度で、1事業当たり上限20万円、補助率10分の10ということを予定しております。</p> <p>その下が先ほど申しました、これまでと同じ、文化芸術活動の助成金で、こちらは25件を予定しております。上限40万円、補助率3分の2ということで、引き続き行ってまいります。</p> <p>参考資料1、2として、今申しました、現行の助成金と、新たに始める若手アーティスト助成金の、それぞれ募集要項の案でございます。特に若手アーティストのほうは前回、皆様からご意見を頂いた内容を反映させております。特にその中では助成の回数をどうするかというお話をございましたが、このときは3回までということをこちらで提示していたのですけれども、回数制限するのはどうなのだろうというご意見もありまして、今回については特に回数については設けておりません。。6年度は初めてですので、その応募の状況を見て、また皆様にご相談させていただきたいと思っております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>

曾田会長	参考資料3のチラシについてもご説明いただけますでしょうか。
文化・交流課長	新たに始める若手アーティスト助成金ですが、なるべく大勢の方に手を挙げていただきたいので、座・高円寺や、音楽の施設等にチラシを配布したいと考えております。配布場所については、皆様からもいろいろお知恵を頂きたいと思っております。
曾田会長	いろいろなアートのジャンルを例示で挙げていただいているのはいいのですが、「舞踏公演」という書き方ではなく、「舞踊」のほうがいいのではないかでしょうか。 ほかに何かお気づきの点はありますか。3回までという制限をなしにして、取りあえず様子を見ようということでご提案です。
染谷委員	このチラシの申請対象者のところで、原則39歳以下、杉並区に住民登録としているなどということで書いてあるのですけれども、先ほどご説明がありました、3分の2以上が39歳以下というのは、改めてこれを申請された際に別途説明の場を設けるではないのですけれども、申請書類として何か記載されているものというのはあったりするのでしょうか。
文化・交流課長	詳細については募集要項を作成しております。
染谷委員	チラシと一緒に募集要項がセットで置かれているというイメージなのですか。
文化・交流課長	基本的にはチラシのみが置かれる予定です。チラシ右下のQRコードから募集要項や申請書類のページにアクセスすることができます。
染谷委員	詳細はここを見てくださいということですね。
曾田会長	ここにチラシとして出していただいているのは、若手アーティスト支援だけですので、通常の、今までのレギュラーなものは、チラシとしてはまだここには出てきていないということですね。
文化・交流課長	今、館長おっしゃられたのは、チラシには、申請対象者が、個人のことしか載っていないので、団体についても記載したほうがよいのではないかというご意見でよろしかったでしょうか。
染谷委員	そうです。
曾田会長	そこは工夫していただくということでおろしいですかね。詳細は、QRコードで飛んだほうを御覧くださいみたいなことを書いておいていただくといいかと思います。
文化・交流課長	チラシにどこまで細かく書くかということもあります、そもそも代表者としても39歳というところはございますので、記載の方法については、検討させていただきます。
曾田会長	ちょっとテクニカルなことなので、この場で議論するというよりは、事務局でお考えいただいて進めていただければと思います。 では、この助成金の事業全体について、何かご質問とか、ご意見とかありますでしょうか。前回いろいろご意見いただいて、それを反映させて提案していただいているということなのですけれども。 10件ほどの助成採択予定ということなので、どのくらい応募があるのか分からぬということと、ジャンル的にもどのジャンルが多いのか、あるいは個人、団体もどっちが多いのか分からぬということがありますので、今回については応募の様子を見てということですね。
曾田会長	今年度、既に終わった年度では、25件の採択に対して応募が73件であったということですね。 新規の若手アーティスト支援は10分の10助成ですので、ニーズはあると思います。
朝枝委員	若手のほうなのですけれども、団体の要件として書いてあるところに、団体は何名以上の団体でなくてはならないということの記載がない

	のですけれども、例えば最低3名とか。通常私たちが受けているやつはあるので、その辺りはどうなのでしょうか。
文化・スポーツ担当部長	一般的に、団体の意思を決定し、執行する組織が確定していることがありますので、今おっしゃられたように、大まかな目安として、団体何名以上というのをここの中で加えることを検討したいと思います。
曾田会長	では、そこはお任せするということで、委員の方よろしいでしょうか。 では、この助成金の募集についてはご了解いただいたということでおろしいですか。
日沼委員	質問というよりはお願いですけれども、このような情報を求めている人や場所に適切に情報が届くような広報をぜひお願いしたいと思います。 文化施設への置きチラシだけでは、おそらく若手には行き届かないと思うのです。ライブハウスだったり、サブカルチャー的なところに潜在的なニーズがあると思うので、そういうところに届けるためには多分チラシ以外のいろいろな広報が必要になると思うので、ぜひその辺りを工夫していただきたいです。潜在的に求めているニーズがどれぐらいの数がいるのかを知るためにも、できるだけターゲット層の情報を拾い、告知をしていただくようこぜひそこはお願ひできればと思います。
曾田会長	重要なご指摘を頂いたと思います。
文化・交流課長	以前、コロナのときには、場の支援ということで、ライブハウス等に支援しましたので、そういうところで、分かるところについてはメール等で情報をお送りしたいなと思っています。
日沼委員	例えば、この「アート・ファン・ミーティング」は、この助成申請期間に開催される事はあるのですか。もし、あるとすれば、そういうところを通じて拡散をお願いすることもあるかと思います。
文化・交流課長	4月18日に開催予定がありますので、周知したいと思います。
曾田会長	ほかにいかがでしょうか。
米屋委員	今のことに関連してですけれども、例えば、ネットTAMであるとか、私の前職で関わっていた芸團協であるとか、あるいは公文協さんであるとか、芸術関係者がよく情報を取りに行くようなサイトであったり、メールマガジンで情報を発信してもらえるように、そういう芸術系の情報源のところにお知らせをして拡散してもらうみたいなことをされると、杉並区民以外の人も知るとは思いますけれども、逆に、杉並区民だったらできるのではないかと言つて話題になっていくかと思いますので、そういう工夫もされるといいかと思います。
曾田会長	それでは、ポイントだけ、この助成金の仕組みをざっとご説明いただいて、委員の方には中身を了解していただきたいと思いますので、ポイントだけ抜き出しつつご説明いただけますでしょうか。
文化・交流課長	若手アーティスト支援助成の募集要項をご覧ください。1ページ目の対象者としましては、個人と団体と分けておりまして、個人については39歳以下。団体については幾つか要件がございますが、代表者が満39歳ということと、構成員の3分の2以上が満39歳以下、もしくは団体の活動歴が5年以下ということで、制限を設けてございます。 その他の注意事項に、対象とならない例が幾つか出ております。 次の2ページ目に対象事業の記載がありまして、オンラインのみでは対象事業にはならないことなども記載がございます。 事業実施対象期間は、4月1日から3月31日です。実際に、申込みの段階で既に終わっているというところもあるかもしれません、申請は可能です。

	<p>続いて、3ページ目は申請の手續ですが、郵送か窓口持参で6月14日までの必着となっております。</p> <p>4ページ目は対象経費一覧の記載がございます。逆に、対象外となるものは表の下に掲載しております。</p> <p>5ページ目からは審査の基準ということで、書類審査ということになります。主な審査基準としては事業計画の具体性、実現性、収支予算の妥当性、文化芸術活動としての継続性、創造性に富んでいるかどうかというところを審査していただきたいと思っております。</p> <p>審査結果につきましては、9月上旬を予定しております。</p> <p>6ページ目が助成金をお支払いするまでの流れになりますが、事業報告を頂いて、助成金額を確定し、お支払いするという内容です。</p> <p>7ページ目が、流れを表にしたものとなっております。</p> <p>あと、最後はQ&amp;Aということで、8ページ以降の記載がございます。</p> <p>大まかですけれども、以上でございます。</p>
曾田会長 谷原委員	<p>何かご質問、その他ありますでしょうか。</p> <p>これは、初めてやることで、多分この応募数からして、潜在的に若手アーティストの人たちのニーズがどのくらいあるのかとか、かなりのモニタリングの機会にもなるのではないかなど感じて、すごく個人的にも意義あるものだと感じています。</p> <p>その意味では、事後報告のところに、従来の報告の1から6に加えて、この助成金の使い勝手がよかったのかどうなのか、金額はどうだったのか、その辺りの意見みたいなアンケートをお寄せいただくと、これを今後どんなふうに若手アーティストを区として育てていくのか、この金額、この手続で妥当なのかというヒアリングはできるのではないかと思いますので、初回ではそういうものを加えていただくといいのかなという気がしました。</p>
文化・交流課長	<p>事業報告書へのアンケートの記載について考えていきたいと思います。</p>
曾田会長	<p>ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>これまでの助成金についても同様の仕組みで行われるということで、スケジュール的にも同じ、並行進行ということですね。</p>
文化・交流課長	<p>同じでございます。</p> <p>申請自体も、両方申請するということも可能としておりますけれども、承認についてはどちらか1つだけということとなっております。</p>
曾田会長	<p>皆様、ご意見いかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>では、告知を十分お考えいただいて、ぜひ注目されて、応募が増えるようにということで進めていただければと思います。</p> <p>では、この議題は以上ということにいたします。</p>
曾田会長	<p>(3) 令和6年度審議会スケジュールについて（資料3）</p> <p>議題（3）に移りたいと思います。「文化・芸術振興審議会スケジュールについて」、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
文化・交流課長	<p>資料3が文化・芸術振興審議会のスケジュールでございまして、6年度の日程となっております。</p> <p>一番上のところで、審議会委員の委嘱というのがございまして、今期の審議会委員の委嘱任期につきましては、令和4年7月1日から2年間ということで、令和6年6月30日までとなります。次の第1回目は7月開催を予定しておりますので、現在の委員の皆様につきましては、今回をもって一区切りとなるところでございます。</p> <p>今回、資料3についてはスケジュール、第2回、第3回も載せており</p>

	<p>ますけれども、こちらについては例年どおりの形で行いたいなと思っております。今回の委員の皆様につきましては、今申し上げたとおり一区切りとなりまして、この場をお借りしまして御礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。</p> <p>次年度以降の審議会の委員につきましては、今後、また皆様に個別にご相談させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。</p>
曾田会長	<p>では、今後の予定といいますか、委嘱期間、あるいは次期の委員の委嘱も含めて、何か今のご説明について、ご質問、その他ありますでしょうか。特によろしいですか。</p> <p>先ほど保留になっておりましたスギナミ・ウェブ・ミュージアムのアクセス数について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>令和4年度以前のものと令和5年度のカウントの仕方が変わってしまっておりますが令和3年度のユーザービューは約1万4,000人、令和4年度が約42%増えて、大体2万件強ぐらいに増えてきております。</p> <p>令和5年度については、ページビューの数え方になっておりまして、今ある数字としては、7月から2月までで、ページビューが大約体10万7,000件あります。</p>
曾田会長	<p>それは、ページビューが10万7,000ということですけれども、ウェブ・ミュージアムのどのページに来たかは問わずに、全部集めると。全てですね。分かりました。</p> <p>ほかに、いかがですか。</p>
<b>3 閉会</b>	
曾田会長	<p>では、これで審議会は終了いたします。どうもお疲れさまでございました。</p> <p>— 閉会 — (午後7時07分)</p>

## 令和5年度 第3回 杉並区文化・芸術振興審議会 次第

令和6年3月25日(月)  
午後6時から  
区役所東棟教育委員会室

### 1 開会

### 2 議題

- (1) 令和5年度文化・芸術振興事業の取組結果について
- (2) 令和6年度文化・芸術活動助成金制度及び審査について
- (3) 令和6年度審議会スケジュールについて

### 3 閉会

#### 【配布資料】

- 資料 1 : 令和5年度文化・芸術振興事業の取組結果について
- 資料 2 : 令和6年度文化・芸術活動助成金制度及び審査について
- 資料 3 : 令和6年度文化・芸術振興審議会スケジュールについて
- 参考資料1 : 令和6年度文化・芸術活動助成金募集要項（案）
- 参考資料2 : 令和6年度若手アーティスト文化芸術活動助成金募集要項（案）
- 参考資料3 : 若手アーティスト文化芸術活動助成金募集チラシ（案）

## 令和 5 年度文化・芸術振興事業の取組結果について

### 1 杉並芸術会館（座・高円寺）における文化芸術の提供

#### (1) 来場者数・事業数・稼働率について（令和 5 年 4 月～12 月）

来場者数 (前年度)	事業数（主催・共催等） 実績(前年度)	稼働率(前年度)
148,960 人 (130,623 人)	340 事業（329 事業） 「アメリカン・ラブソディ」・ 「ジョルジュ」、劇場へいこう！ など	座・高円寺 2 : 82% (80%) 阿波おどりホール : 71% (72%)

#### (2) 小学 4 年生を対象とした演劇鑑賞教室等（劇場へいこう！）

平成 21 年度から全区立小学校及び近隣私立小学校の 4 年生を、演劇公演（主催公演「劇場へいこう！」）に無料招待している演劇鑑賞教室を 9 月～10 月に実施しました。公演終了後には出演者・スタッフによる質疑応答を行い、また、希望する学校を対象に、舞台裏の見学や作品を題材にした歌やダンスのワークショップなどの関連プログラムを行いました。

公演名	実施期間
小さな王子さま	9 月 4 日～9 月 24 日
フランドン農学校の豚～注文の多いオマケ付き～	9 月 28 日～10 月 13 日

参加学校数 (区立/私立)	参加生徒数（教員含む）	関連プログラム参加学校数
38 校/ 1 校	3,487 人	ワークショップ：7 校 20 クラス 舞台の裏側見学：2 校



小さな王子さま



公演終了後の質疑応答の様子

## 2 杉並公会堂での文化芸術の提供 ※令和6年1月9日～休館中

### (1) 来場者数・事業数・稼働率について（令和5年4月～12月）

来場者数 (前年度)	事業数（主催・共催等） 実績(前年度)	稼働率(前年度)
229,174人 (181,191人)	25事業(22事業) 日本フィル杉並公会堂シリーズ ムノツィル・プラス など	大ホール：79% (76%) 小ホール：90% (89%) グランサロン：77% (71%)

### (2) 日本フィル杉並公会堂シリーズ

杉並公会堂では、区と日本フィルハーモニー交響楽団、杉並公会堂（京王設備サービス）の3者による実行委員会及び杉並公会堂主催の日本フィルによるフルオーケストラ公演を行っています。令和5年度は全公演完売となり好評を博しました。

日 程	指揮者/ソリスト	主 催	来場者数
5月 27日	大友 直人 / 牛田 智大 (ピアノ)	京王	1,054人
6月 29日	下野 龍也 / 角野 隼斗 (ピアノ)	実委	1,066人
7月 25日	永峰 大輔 / 江原 陽子 (歌と話)	実委	913人
9月 23日	小林 研一郎 / 仲道 郁代(ピアノ)	実委	1,057人
11月 19日	西本 智美 / 堤 剛 (チェロ)	実委	1,048人

## 3 日本フィルハーモニー交響楽団との友好提携事業の実施

杉並区と日本フィルは平成6年7月に音楽を通じた区民の豊かな交流の推進と地域文化の創造に協力して取り組むために友好提携を結び、区内各所で日本フィルとの友好提携事業を行っています。令和5年度以下のとおり事業を実施しました。

事 業 名	回	実施場所	参加人数
日本フィル杉並公会堂シリーズ	4	杉並公会堂大ホール	4,084人
公開リハーサル	2	杉並公会堂大ホール	684人
出張音楽教室	10	区立小学校(5回)・区立中学校(5回)	1,934人
区施設出張コンサート	12	すぎのこ農園、ゆうゆう館等	696人
公募出張コンサート	3	デイサービス、グループホーム等	146人
区役所ロビーコンサート	4	区役所ロビー(2回) コミュニティふらっと成田(1回) 久我山会館(1回)	695人
エデュケーション・フェスティバル	1	杉並公会堂大ホール	1,228人

※日本フィル公会堂シリーズ実行委員会開催分



出張ロビーコンサート（久我山会館）



出張コンサート（すぎのこ農園）

#### 4 情報紙「コミュかる」の発行（年4回）

月	1面インタビュー
6	俳 優 中島 多朗 さん（高円寺阿波おどり演劇 「高円寺が踊る」出演）
9	指揮者 カーチュン・ウォン さん（日本フィルハーモニー交響楽団 主席指揮者）
12	杉並芸術会館 芸術監督 シライケイタ さん
3	小心ズ主宰 ヤノミ さん（文化芸術活動助成金承認団体）

#### 5 すぎなみ戦略的アートプロジェクト

内容	場所	参加者数
<b>スキナミ・ウェブ・ミュージアム</b>		
<p><b>【常設展】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・阿佐ヶ谷住宅の記憶展</li> <li>・トウキョウ・スキナミ・アートチズ</li> <li>・杉並の芸術家展</li> </ul> <p><b>【企画展】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「UNDER 24 CREATOR EXHIBITION」（5年10月～6年9月）</li> <li>・真造圭伍「ひらやすみ」原画展-四季と日常- (5年2月～6年1月)</li> </ul> <p><b>【区民展】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・瀬谷ゆみこの9：16 in 2.5km radius（6月～11月15日）</li> <li>・誰もが目にしたことのある杉並のまち風景スケッチ (9月15日～令和7年9月30日)</li> <li>・古地図さんぽムカシのこの辺（令和6年2月～）</li> </ul>		
<b>文化芸術の展示 (BATA ART EXHIBITION)</b>		
<p>バタアートエキシビション</p> <p>①和文化ワークショップ 日時：7月28日～30日 全3回9種類 「和菓子職人体験」や「こけ玉づくり」など</p> <p>②ライトアップ展示 日時：10月20、21日 17時～20時 スタードーム展示（南阿佐ヶ谷すずらん緑地）と公園ライトアップ（阿佐ヶ谷児童遊園）を開催</p>	① 産業商工會館 ② 南阿佐谷すずらん緑地 阿佐ヶ谷児童遊園	① 127名 ② 790名
<b>アート・ファン・ミーティング</b>		
杉並の文化・芸術に関心のある人が自由に参加し情報交換を行う会議を全8回実施。 著作権講座や区役所庁舎内に展示されている絵画・彫刻などの解説を交えてめぐるツアーを実施	区役所等	計 117名



スタードーム展



美術品鑑賞ツアー

## 6 古典の日関連事業

12月3日（日）に座・高円寺で、古典の日関連イベントを実施しました。

内容	場所	参加者数 (計 649名)	アンケート結果 (区内 97%、区外 3%)
<b>見てみよう！（鑑賞）</b>			
【落語（全2回）】 入船亭扇遊と入船亭遊京による、「道具屋」や「番町皿屋敷」などの落語公演 落語の所作などの体験も実施	座・ 高円寺2	①214名 ②191名 定員各 230名	・とても良い・良い 99% ・普通・あまり良くない 1% ・良くない 0% ※回答者数 365名
<b>やってみよう！（体験）</b>			
【ふろしきワークショップ（全7回）】 「ふろしき王子」こと横山功さんによるふろしきの使い方体験	阿波おどりホール	42名 各回定員 10名	・とても良い・良い 93% ・普通 6% ・あまり良くない 1% ・良くない 0% ※回答者数 70名
【けん玉級位認定会（全5回）】 けん玉を練習して、検定に合格した参加者には認定証を贈呈	阿波おどりホール	36名 各回定員 25名	・とても良い・良い 93% ・普通 3% ・あまり良くない 3% ・良くない 1% ※回答者数 66名
【昔あそび（1回）】 お手玉や折り紙などの日本の昔あそびの体験		-	・とても良い・良い 93% ・普通 6% ・あまり良くない 1% ・良くない 0% ※回答者数 87名



見てみよう！（鑑賞）



やってみよう！（体験）

## 令和 6 年度文化芸術活動助成金制度及び審査について

### 1 令和 6 年度実施概要について

令和 5 年度に引き続き、区民や区内に拠点を持つ団体が区内で行う多様で創造的な文化・芸術活動を支援するため文化・芸術活動助成を実施します。また、令和 6 年度はこれまでの助成金に加え、若手アーティストを支援するための助成金をはじめます。

#### (1) 若手アーティスト文化芸術活動事業助成金

対象者	個人	39 歳以下の区民
	団体	直近 3 年以内に 1 回以上の活動実績を有し、代表者が 39 歳以下かつ構成員の 2/3 以上が 39 歳以下または活動歴 5 年以下の区内団体
募集件数	10 件程度	
助成額	1 事業当たり 上限 20 万円 (補助率 10/10)	

#### (2) 文化芸術活動事業助成金

対象者	直近 3 年以内に区内で 2 回以上の活動実績を有する区民または区内団体
募集件数	25 件程度
助成額	1 事業当たり 上限 40 万円 (補助率 2/3)

#### (3) その他

- ・対象事業実施期間 令和 6 年 4 月 1 日(月)～ 令和 7 年 3 月 31 日(月)
- ・両助成金へ同一事業の申請は可能ですが承認は 1 つの助成金のみとします。

### 2 審査スケジュール (予定)

4 月 15 日 (月) ~ 6 月 14 日 (金)	受付期間
7 月 上旬～8 月中旬	事前書類審査
8 月下旬	審査部会
9 月 上旬	承認・不承認通知発送

## 令和 6 年度 文化・芸術振興審議会スケジュールについて（案）

現時点でのとおり予定しています。

日程	主な議題
第 1 回 7 月	(1) 審議会委員の委嘱 (2) 令和 6 年度文化・芸術振興事業の実施予定について (3) その他
第 2 回 11 月	(1) 令和 6 年度文化芸術活動助成金の審査結果について (2) 協働事業の取組について (3) その他
第 3 回 3 月	(1) 令和 7 年度文化・芸術活動助成金審査について (2) 令和 8 年度文化・芸術振興事業の実施予定について (3) その他

## (案)

# 令和 6 年度杉並区文化芸術活動助成金募集要項 (文化芸術活動事業助成金)

杉並区は、区内で行われる文化芸術活動事業に係る経費の一部を助成することを通して、区民や区内に拠点を持つ団体が区内で行う多様で創造的な文化・芸術活動を支援するとともに、区民の文化芸術活動への参加や地域での鑑賞機会の充実を図っています。

つきましては本要項に基づき、令和 6 年度対象事業の募集についてご案内します。

[助成金額] 1 事業当たり 上限 40 万円 (補助率 2/3)

[承認予定件数] 25 件程度

[事業実施対象期間] 令和 6 年 4 月 1 日(月)～ 令和 7 年 3 月 31 日(月)

[受付期間] 令和 6 年 4 月 15 日(月)～ 令和 6 年 6 月 14 日(金)必着

[提出方法] 郵送または窓口持参

※申請内容に基づき審査を行います。申請書類に不備がないか十分ご確認の上、ご提出ください。

**問い合わせ先・提出先**

杉並区 区民生活部 文化・交流課 助成金担当

〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1 杉並区役所西棟 7 階

電話 03-5307-0734 (直通)

E メール bunka-g@city.suginami.lg.jp

## 1 対象者

直近3年以内（令和3年（2021年）4月1日～令和6年（2024年）3月31日）に、杉並区内で広く一般公衆に鑑賞させることを目的とした事業を2事業以上実施した実績を有する個人または団体。

### （1）個人の要件

申請時点で杉並区に住民登録をしていること。

※住民票、免許証、保険証等のいずれかを提出(写し可)すること。

### （2）団体の要件

次の（ア）～（エ）を全て満たしていること。

（ア）団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること

（イ）自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること

（ウ）団体の本部事務所や本店所在地が杉並区内に存在すること

（エ）定款又はこれに準ずる規約、会則等を有すること（上記ア～ウが定款等に明記※されていること）

※（ア）について、総会等の内容や開催時期・意思決定プロセスなどが明記されていること。

（イ）について、会計年度や予算、決算の仕組みについて明記されていること。なお、役職だけの記載（役員1名、会計1名等）は経費の負担が分からず要件が明記されていないと判断し、助成の対象にはなりません。

※杉並区を中心に活動している団体（法人）で、区内で事業を企画していても、主たる事務所の所在地が区外の場合は、助成の対象にはなりません。

### （3）その他注意事項

○申請者は事業を主催し、事業に要する経費を負担することが必要です。

※対象とならない例

→ゲストとしての出演、実行委員会形式の事業の参加者等

○個人または団体が複数集まり実施される事業については、事業全体を1事業として取り扱います。実施する個人または団体ごとの申請はできません。

※対象とならない例

→実行委員会形式により複数会場で実施する事業の事業ごとの申請

○団体として申請する場合は、その団体での実績が必要となります。個人の実績を団体の実績とすることはできません。

### （4）対象外となる要件

○杉並区暴力団排除条例（平成24年杉並区条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者に該当する団体

○政治的もしくは宗教的普及宣伝と認められる活動、または公序良俗に反する恐れがある活動を実施する団体

○国、地方公共団体、独立行政法人、その外郭団体

○直近3年度に納付すべき住民税（区市町村民税及び都道府県民税）及び事業税（法人の場合は法人事業税）に滞納又は未申告があること。なお、必要に応じて証拠書類を提出いただぐ場合があります。

## 2 対象事業

申請者自らが主催者となり、広く一般公衆に鑑賞させることを目的として実施する文化芸術活動事業（音楽、演劇、舞踊、美術、映像、伝統芸能等）で、次の要件を全て満たしていることが必要です。

(1) 対象期間内に、区内で実施される事業であること。

※オンラインのみで実施する事業は対象事業にはなりません。

(2) 広く区民等に周知され、区民等の鑑賞または参加の機会が提供されること。

(3) 以下の事業に該当しないこと。

- 区との共催事業または区から名目の如何を問わず助成金、補助金、委託費等を受けている事業
- 政治目的又は宗教活動を有する事業
- カルチャースクール等の教室、サークル活動・習い事の講習会・発表会等の特定の構成員に向けに行う事業
- 申請者に対する寄附や署名活動を行う事業
- 文化祭や音楽祭等、学校教育活動の一環として行う事業

## 3 対象期間

次の期間に杉並区内（「2 対象事業（1）」参照）で実施される事業

**対象期間：令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）**

※申請時に事業が終了している場合においても、上記期間内に実施した事業であれば申請可能です。また、事業の交付決定（令和6年9月上旬予定）までに実施する事業については「申請書別紙」の「事前実施」欄にチェックしてください。

## 4 助成金額と助成予定件数

(1) 1事業当たり：上限 40 万円（助成対象経費の 2/3）

対象経費の合計額	助成金額
① 60 万円以上	40 万円
② 60 万円以下	対象経費の 2/3

(2) 助成予定件数：申請書類の内容を審査の上、25 件程度助成します。

## 5 申請の手続き

### (1) 申請受付期間

令和6年4月15日（月）～6月14日（金）必着

### (2) 申請受付方法

郵送または窓口持参にて受付します。

申請書類の入手方法

杉並区公式ホームページより入手してください。

URL:<https://www.city.suginami.tokyo.jp/news/r0604/1093296.html>



### (3) 申請書類

以下の申請書類を各1部（A4サイズで印刷すること）提出してください。

なお、申請書類の返却はしませんので、必ず写しを保管してください。

#### 【申請書類一覧（各1部）】

①	杉並区文化芸術活動助成金交付申請書（第1号様式）
②	申請書別紙
③	事業計画書
④	収支予算書 ※この予算書の額をもって助成額を確定するものではありません。
⑤	個人で申請する場合：住民登録を証する書類（住民票、免許証、保険証等）※写し可
	団体で申請する場合：「1対象者の（2）」を満たす定款又はこれに準ずる規約、会則等
⑥	令和3年4月1日～令和6年3月31日に区内で広く一般公衆に鑑賞させることを目的に実施された公演や展示会等の資料（申請者が主催していることがわかる資料を2事業分提出してください。） 例：主催者、事業日時、内容が分かるプログラム、チラシ等。WEB上の告知記事等は、画面のスクリーンショットを添付すること。

※提出いただいた個人情報は、本助成金事業にのみ使用いたします。

## 6 助成対象経費と対象外経費

申請事業に直接かかる経費が対象となります。

区分	項目	内訳
助成対象経費	1. 作品借料	作品借料（保険料を含む）
	2. 制作費	作品制作費（制作材料費、機材使用料、作品の電子データ化等）
	3. 出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、出演料等
	4. 音楽費	作曲料、作調料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作費、副指揮料、調律料、稽古ピアニスト料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜製作料等
	5. 文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、舞台美術・衣裳等デザイン料、照明・音響プラン料、台本料、著作権使用料、企画制作費等
	6. 会場費	会場使用料、付帯設備借上料、稽古場借料
	7. 舞台費	大道具費、小道具費、衣裳借料、かつら費、履物費、メイク費、舞台スタッフ費、舞台機材費、照明費、音響費、舞台美術費等
	8. 設営費	会場設営・撤去費、設営スタッフ謝金等、WE Bサイト作業費
	9. 運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、美術品運搬費等 ※車両レンタルなど、使途の判断が出来ないものは除く
	10. 謝金	編集謝金、原稿執筆謝金、会場整理謝金、通訳謝金、託児謝金等
	11. 通信費	案内状送付料等
	12. 宣伝費	広告宣伝費（新聞、雑誌、駅貼り等）、入場券販売手数料、WE Bサイト費（運営費は含まない）、立看板費等
	13. 印刷費	プログラム印刷費（無償配布の場合）、台本印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費、入場券印刷費等（デザイン費・紙代含む）
	14. 配信・記録費	図録費、録画費、録音費、写真費等 ※事業成果として記録するもの・オンライン配信に係るものに限る

※対象経費については、必要に応じて積算根拠書類を提出いただく場合があります。

※助成対象事業の実施にあたって、必要な物品の購入費（消毒液等の感染症対策用品も含む）は助成対象経費として計上可能です。使用する実態に即した費目に計上してください。

対象外経費(例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○有料頒布するプログラム、図録等の作成経費</li> <li>○レンタカ一代、交通費、駐車場代、高速料金、燃料費、宿泊費、催事保険料等</li> <li>○自ら設置しましたは管理する会場施設・稽古場で行う場合の使用料</li> <li>○団体または個人の財産となる物品等の購入費等</li> <li>○団体の運営維持費（ホームページ運用費等）</li> <li>○飲食費</li> <li>○立替払いにより支払われた費用</li> <li>○助成金報告書作成経費</li> <li>○印紙代、振込手数料</li> <li>○支給品・記念品代</li> <li>○カラオケ代</li> <li>○USB、SDカード</li> </ul>
----------	--

## 7 審査の基準

申請書類の内容について、杉並区文化・芸術振興審議会（以下「審議会」という。）において、以下の視点を基に審査します。申請書類を基に審査を行いますので、できるだけ具体的に記載してください。

（主な審査基準）

- 事業計画の具体性・実現性、収支予算の妥当性
- 区民との関わりや地域への波及効果
- 文化芸術活動としての継続性
- 上記のほか、加点対象として、以下の項目を設定します。
  - ・「国際的・全国的に認められている活動か」
  - ・「杉並の地域で著名な活動か」
  - ・「杉並の地域資源・文化資源を生かした活動か」
  - ・「社会貢献的な要素があるか」
  - ・「新規性のある活動か」

## 8 審査結果の通知

審査結果については、採否に関わらず令和6年9月上旬（予定）までに文書での通知を行います。申請件数や審査の進捗状況によって通知時期が遅れることもありますので、あらかじめご了承ください。

## 9 失格事項（以下のいずれかに該当する場合）

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 「1 対象者」の要件を満たさなくなった場合
- (3) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (4) 申請者（申請予定者の関係者を含む。）が、審議会の設置から審査結果の通知があるまでの間、審議会委員及びこの申請に関する区職員に対し、当該審査に関して自己を有利にする又は他人を不利にすることを目的に接触をした場合

なお、以下の場合は、上記の接觸には該当しません。

- 募集要項に基づく区への質問及び書類の提出等
  - 現に区から受けている委託業務等の履行に必要な行為
  - 区が主催する審議会、意見交換会等への参加
- (5) 前各号に定めるもののほか、審査の公正性・公平性を害する行為や、著しく信義に反する行為があった場合

## 10 交付決定の取消し

以下のいずれかに該当すると認められるときは、助成金の交付の確定の全部または一部を取り消すことがあります。

- (1) 申請の内容に不備（助成金の額に係るものに限る）があったとき
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (3) 助成事業が要件に該当しなくなったと認められるとき
- (4) 申請者に不正な行為があると認められるとき
- (5) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき
- (6) 区が定める期間内に募集要項に定める報告書類等を提出しないとき
- (7) 助成事業を遂行しないとき、または遂行する見込みがないと認められるとき
- (8) その他助成金の交付決定の内容、またはこれに付した条件その他法令または要綱に基づく命令に違反したとき

## 11 事業報告・領収書について

### (1) 事業報告

交付決定を受けた場合は、事業終了後1ヶ月以内に以下の書類を郵送または窓口持参で文化・交流課にご提出ください。3月に実施する事業についても、令和7年3月31日（月）までにご提出ください。

#### 【事業終了に伴う書類一覧（各1部）】

①	杉並区文化芸術活動助成金事業完了報告書（第4号様式）
②	収支決算書
③	領収書（助成対象経費に係るもののみ）の原本 ※確認後に原本は返却し、写しをお預かりします
④	領収書（助成対象経費に係るもののみ）の写し
⑤	事業内容がわかる資料（チラシ、記録写真等）
⑥	杉並区文化芸術活動助成金交付請求書兼口座振替依頼書（第6号様式）

### (2) 領収書

提出する領収書は以下の点に注意してください。

○宛名：申請者名（団体で申請のときは団体名）または代表者名が記載されたものであること  
(略称は不可)

※認められない例：名字だけのもの（○杉並 太郎 ×杉並）、宛名のないもの（上様も不可）、申請時の団体名（または代表者名）以外の宛名が記載されたもの

○品名：具体的な品名が明記されたものであること ※「お品代」は認めることはできません

○発行者：発行者の氏名、住所、連絡先が明記され、原則として領収印が押印されたものである

こと（領収印が必要ない場合もありますので、P11のQ&A（Q3-2）をご参照ください。）

○日付：事業を実施する上で適正な日付のものであること

※「領収書」の表記がない、いわゆる「レシート」は認めることができません。

※口座振り込み等で領収書が発行されない場合は、請求書と口座振込明細書の両方の提出が必要となります。

※事前実施の場合でも要件を満たした領収書の提出が必要になりますのでご注意ください。

## 12 助成金額の確定及び支払い

ご提出いただいた収支決算書と領収書を元に助成金額（上限 40 万円、補助率 2/3、1,000 円未満切り捨て）を確定します。事業報告書類に不備がないことが確認した後、杉並区文化芸術活動助成金額確定通知書を発送します。その後、請求書を提出いただき、ご指定いただいた口座にお振込みします。

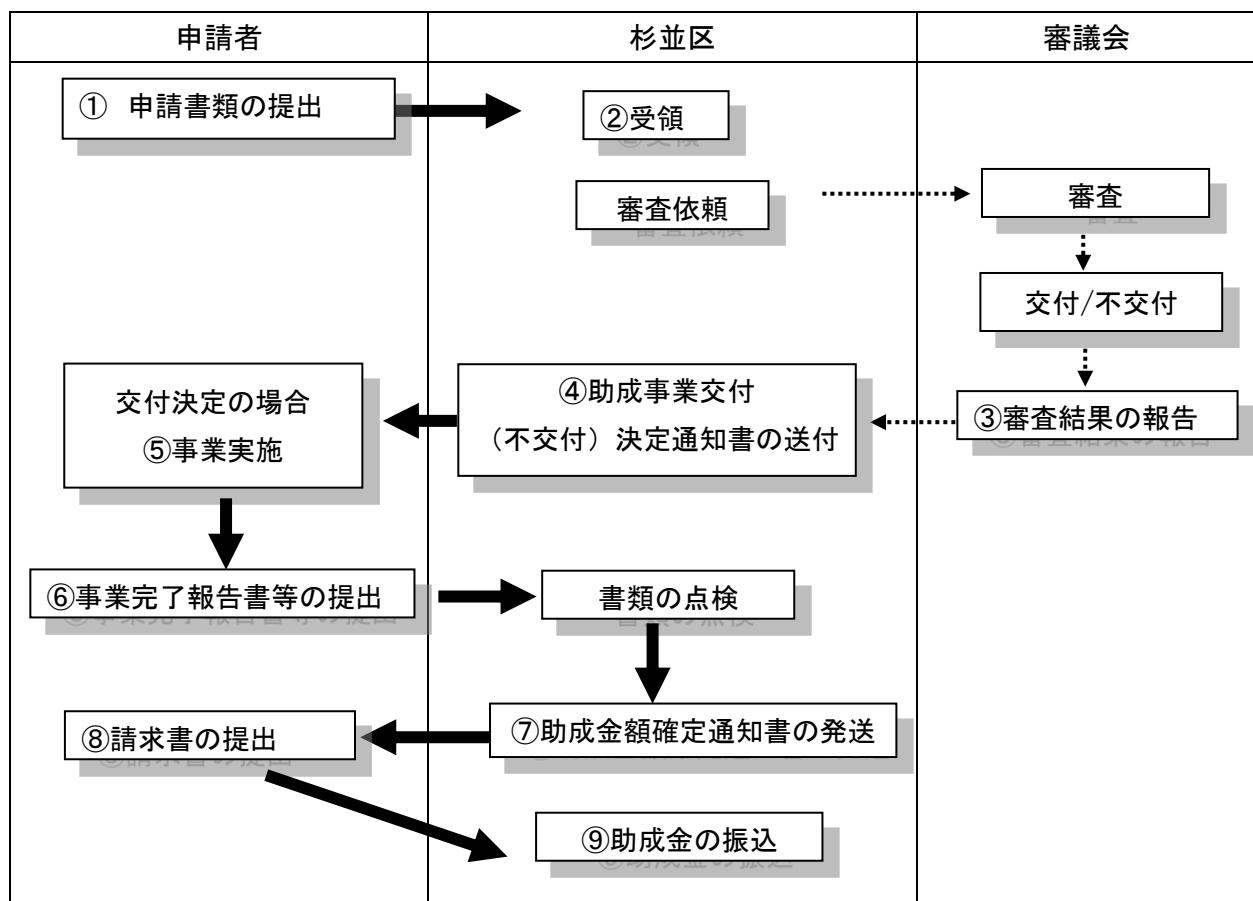
## 13 その他の注意事項

- (1) 提出書類は、区条例等に基づく情報公開請求があった場合、非開示とすべき情報を除き公開の対象となります。
- (2) 申請後、交付決定された事業の内容に変更が必要となった場合または事業を中止する場合は、速やかに文化・交流課へご連絡ください。
- (3) 助成事業は、申請者名、事業名、助成金交付確定額等を翌年度の 6 月頃に区ホームページに掲載します。
- (4) 同一申請者が複数の申請をすることはできません。
- (5) 承認された事業は、職員等が実施状況確認のために現場調査（モニタリング）を行うことがあります。
- (6) 助成対象事業となった場合、事業のチラシ・ポスター等の制作物に、ロゴマークと「杉並区文化芸術活動助成事業」であることを明記してください。なお、事業承認前にチラシ・ポスター等の制作物を制作する場合はこの限りではありません。

### ★文化芸術活動助成金ロゴマーク



■助成金交付までの流れ



## 14 助成金Q & A

### 【対象者について】

Q1-1 国籍を問わず申請が可能でしょうか？

A1-1 「1 対象者」の条件に該当していれば国籍は問いません。

Q1-2 プロとして文化・芸術活動で生計を立てていなくても申請できるのでしょうか？

A1-2 「1 対象者」の条件に該当していれば可能です。

Q1-3 本助成金は、同一の団体・人物が複数回申請することはできますか？

A1-3 申請できません。

Q1-4 令和5年度の「文化芸術活動助成金」に申請し採択されたが、申請は可能でしょうか？

A1-4 可能です。

Q1-5 設立したばかりの団体で、活動実績がありません。助成の対象となりますか？

杉並区民ですが、活動実績がありません。助成の対象となりますか？

A1-5 対象となりません。

Q1-6 杉並区民ですが、直近の活動が令和3年3月では助成の対象とならないのでしょうか？

A1-6 対象となりません。

Q1-7 主催する事業について申請を検討していますが、令和2年4月1日～令和5年3月31日までの実績が出演者としての参加のみで、事業を主催した実績はありません。この場合は助成の対象にならないのでしょうか？

A1-7 事業を主催したことが要件となるため実績として認められません。複数団体で共同主催として実施した場合は対象となることがあります。

Q1-8 活動メンバーの1人が別の申請団体にも所属しています。この場合、どちらの団体も対象となるのでしょうか？一方の団体のみ対象となるのでしょうか？

A1-8 重複だけを理由に一律に対象外とはなりません。提出いただいた各種書類に基づき、審議会で判断します。

Q1-9 申請にあたって年齢要件はあるのでしょうか？

A1-9 年齢要件はありません。

Q1-10 オンラインのみの活動実績ならありますが、認められますか？

A1-10 オンラインのみの場合も活動実績として認められますが、区内のホールや劇場・ライブハウス等、利用料金が明示されている施設を会場として行うライブ配信、または収録配信であること、インターネット上のWEBサイトで不特定多数の方が見ることができる方法で実施した事業であることを要件とします。

【対象事業について】

Q2-1 7月から3か月連続で行う企画ですが、3回とも助成対象になりますか？

A2-1 事業としての同一性を保持する事業であれば、全体を一つの事業とみなしますので、3回分の経費を計上することができます（3回分で上限40万円）。

Q2-2 実施場所が確定していませんが、申請は可能ですか？

A2-2 区内で実施予定の場合は申請可能ですが、確定していることが望ましいと考えます。  
ただし、最終的に区外で実施した場合は対象外となります。

Q2-3 若手アーティスト文化芸術活動事業助成金も対象となる場合、同一の事業を同時に申請することは可能ですか？

A2-3 可能です。ただし、重複して採択されることはありません。

Q2-4 本助成金以外に国や民間団体の助成金の申請を予定していますが、同一事業での申請は可能でしょうか。

A2-4 国等や民間団体からの助成金・補助金、企業協賛金等を受ける事業であっても申請は可能です。ただし、区との共催事業または区から名目の如何を問わず助成金、補助金、委託費等を受けている事業は対象外となります。

Q2-5 すでに事業が終了していますが、申請は可能でしょうか？

A2-5 令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）に実施した事業は可能ですが、助成を保証するものではありません。

Q2-6 オンラインで事業を実施しますが、助成金の対象になりますか？

A2-6 オンラインのみでは対象なりません。広く一般公衆に鑑賞させることを目的として、区内のホールや劇場等で事業を実施することが条件となります。

【事業報告・対象経費について】

Q3-1 対象外経費の領収書まで提出が必要ですか？

A3-1 「収支決算書」に記載した助成金の対象となる費用の領収書のみご提出ください。

Q3-2 押印されていない領収書は、無効でしょうか？

A3-2 証明力の高い押印がなされた領収書を原則ご提出いただきますが、直筆サインや販売店の都合で押印されていない領収書を受け取られた場合等は有効としますので、個別にご相談ください。

Q3-3 助成金の申請者（団体名または代表者名）と領収書等の宛名（団員の個人名）が異なっていますか？ 助成金の対象経費として認められますか？

A3-3 認められません。助成金申請者を支払者とする領収書のみ対象となります。

Q3-4 「申請者自身への支払い」は対象経費と考えてよいでしょうか？

A3-4 申請団体の代表であるAから出演者Aへの支払いは認めますが、個人で申請した申請者Bが出演者Bへの支払いは認められません（公人としての申請者を個人と区別しています）。

Q3-5 「ホームページの開設費用」は「団体または個人の財産となる物品等の購入費等」に当たらず対象となると理解してよいでしょうか？

A3-5 事業の実施に係るホームページ開設費用は対象としますが、運用費（ランニングコスト）は対象外となります。

Q3-6 申請事業と併せて行うオンライン事業の経費も対象経費と考えてよいでしょうか？

A3-6 申請事業と同一事業として行うオンライン事業に係る経費は対象経費として認められます。

【その他】

Q4-1 承認予定件数25件程度とありますが、先着順でしょうか？

A4-1 先着順ではありません。募集期間終了後に審査を行います。

Q4-2 助成金の支払い時期はいつ頃になるのでしょうか？

A4-2 事業完了報告書をご提出いただき、不備がなければおおむね1か月程度で指定の口座に振り込みます。

Q4-3 本助成金は課税対象となるのでしょうか？

A4-3 課税対象となります。

(案)

# 令和6年度杉並区文化芸術活動助成金

## 募集要項

### (若手アーティスト文化芸術活動事業助成金)

杉並区は、区内で行われる文化芸術活動事業に係る経費の一部を助成することを通して、区民や区内に拠点を持つ団体が区内で行う多様で創造的な文化・芸術活動を支援するとともに、区民の文化芸術活動への参加や地域での鑑賞機会の充実を図っています。

この度、芸術活動を行う若手アーティストの活動を支援することで、区内の文化・芸術活動の担い手を増やし、更なる文化芸術活動の推進を目的として、本要項に基づき、令和6年度文化芸術活動助成金（若手アーティスト文化芸術活動事業助成金）を募集することとしましたのでご案内します。

**助成金額****1事業当たり 上限20万円(補助率 10/10)****承認予定件数****10件程度****事業実施対象期間****令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)****受付期間****令和6年4月15日(月)～令和6年6月14日(金)必着****提出方法****郵送または窓口持参**

提出書類に不備がないか  
確認しましょう！  
わからないことがあれば  
気軽にお問合せください

**問い合わせ先・提出先**

杉並区 区民生活部 文化・交流課 助成金担当

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所西棟7階

電話 03-5307-0734（直通）

Eメール bunka-g@city.suginami.lg.jp

## 1 対象者

### (1) 個人の要件

- 次の（ア）～（イ）を全て満たしていること。
- (ア)申請時点で杉並区に住民登録をしていること  
(イ)令和6年4月1日において満39歳以下であること  
**※住民票、免許証、保険証等のいずれかを提出(写し可)すること。**

### (2) 団体の要件

- 次の（ア）～（キ）を全て満たしていること。
- (ア)直近3年以内（令和3年（2021年）4月1日～令和6年（2024年）3月31日）に、広く一般公衆に鑑賞させることを目的とした事業を1事業以上実施した実績を有していること  
(イ)令和6年4月1日において当該団体の代表者が満39歳以下であること  
**※住民票、免許証、保険証等のいずれかを提出(写し可)すること。**  
(ウ)令和6年4月1日において当該団体の構成員の3分の2以上が満39歳以下若しくは団体の活動歴が5年以下であること  
(エ)団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること  
(オ)自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること  
(カ)団体の本部事務所や本店所在地が杉並区内に存在すること  
(キ)定款又はこれに準ずる規約、会則等を有すること（上記エ～カが定款等に明記※されていること）  
**※(エ)について、総会等の内容や開催時期・意思決定プロセスなどが明記されていること。**  
**(オ)について、会計年度や予算、決算の仕組みについて明記されていること。なお、役職だけの記載(役員1名、会計1名等)は経費の負担が分からず要件が明記されていないと判断し、助成の対象にはなりません。**  
**※杉並区を中心に活動している団体(法人)で、区内で事業を企画していても、主たる事務所の所在地が区外の場合は、助成の対象にはなりません。**

### (3) その他注意事項

- 申請者は事業を主催し、事業に要する経費を負担することが必要です。

#### ※対象とならない例

→ゲストとしての出演、実行委員会形式の事業の参加者等

- 個人または団体が複数集まり実施される事業については、事業全体を1事業として取り扱います。実施する個人または団体ごとの申請はできません。

#### ※対象とならない例

→実行委員会形式により複数会場で実施する事業の事業ごとの申請

- 団体として申請する場合は、その団体での実績が必要となります。個人の実績を団体の実績とすることはできません。

- 育児や療養等のやむを得ない理由により、活動を中断した期間がある方は、満44歳以下まで申請が可能です。（P8 Q&A 1-9 参照）

#### (4) 対象外となる要件

- 杉並区暴力団排除条例（平成24年杉並区条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者に該当する団体
- 政治的もしくは宗教的普及宣伝と認められる活動、または公序良俗に反する恐れがある活動を実施する団体
- 国、地方公共団体、独立行政法人、その外郭団体
- 直近3年度に納付すべき住民税（区市町村民税及び都道府県民税）及び事業税（法人の場合には法人事業税）に滞納又は未申告があること。なお、必要に応じて証拠書類を提出いただく場合があります。

### 2 対象事業

申請者自らが主催者となり、広く一般公衆に鑑賞させることを目的として実施する文化芸術活動事業（音楽、演劇、舞踊、美術、映像、伝統芸能等）で、次の要件を全て満たしていることが必要です。

(1) 対象期間内に、区内で実施される事業であること

**※オンラインのみで実施する事業は対象事業にはなりません。**

(2) 広く区民等に周知され、区民等の鑑賞または参加の機会が提供されること

(3) 以下の事業に該当しないこと

- 区との共催事業または区から名目の如何を問わず助成金、補助金、委託費等を受けている事業
- 政治目的又は宗教活動を有する事業
- カルチャースクール等の教室、サークル活動・習い事の講習会・発表会等の特定の構成員に向けに行う事業
- 申請者に対する寄附や署名活動を行う事業
- 文化祭や音楽祭等、学校教育活動の一環として行う事業

### 3 対象期間

次の期間に杉並区内（「2 対象事業（1）」参照）で実施される事業

**対象期間：令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）**

※申請時に事業が終了している場合においても、上記期間内に実施した事業であれば申請可能です。また、事業の交付決定（令和6年9月上旬予定）までに実施する事業については「申請書別紙」の「事前実施」欄にチェックしてください。

### 4 助成金額と助成予定件数

(1) 1事業当たり：上限 20万円（助成対象経費の10/10）

対象経費の合計額	助成金額
① 20万円以上	20万円
② 20万円以下	対象経費の10/10

(2) 助成予定件数：申請書類の内容を審査の上、10件程度助成します。

## 5 申請の手続き

### (1) 申請受付期間

令和6年4月15日(月)～6月14日(金)必着

### (2) 申請受付方法

郵送または窓口持参にて受付します。

申請書類の入手方法

杉並区公式ホームページより入手してください。

URL: <https://www.city.suginami.tokyo.jp/news/r0604/1093296.html>



### (3) 申請書類

以下の申請書類を各1部（A4サイズで印刷すること）提出してください。

なお、申請書類の返却はしませんので、必ず写しを保管してください。

#### 【申請書類一覧（各1部）】

①	杉並区文化芸術活動助成金交付申請書（第1号様式）
②	申請書別紙
③	事業計画書
④	収支予算書 ※この予算書の額をもって助成額を確定するものではありません
⑤	個人で申請する場合：住民登録を証する書類（住民票、免許証、保険証等）※写し可 団体で申請する場合： (1)「1対象者の（2）エ～カ」を満たす定款又はこれに準ずる規約または会則等 (2)代表者の年齢が分かる書類（住民票、免許証、保険証等）※写し可 (3)団体の構成員名簿（構成員の2/3以上が満39歳以下を要件とする場合のみ必要）
⑥	団体で申請する場合：令和3年4月1日～令和6年3月31日に広く一般公衆に鑑賞させることを目的に実施された公演や展示会等の資料（ <u>申請者が主催していることがわかる資料を1事業分</u> 提出してください。） 例： <u>主催者、事業日時、内容が分かる</u> プログラム、チラシ等。WEB上の告知記事等は、画面のスクリーンショットを添付すること。

※提出いただいた個人情報は、本助成金事業にのみ使用いたします。

個人と団体で必要書類が  
異なりますので  
よく確認してご提出ください



## 6 助成対象経費と対象外経費

申請事業に直接かかる経費が対象となります。

区分	項目	内訳
助成対象経費	1. 作品借料	作品借料（保険料を含む）
	2. 制作費	作品制作費（制作材料費、機材使用料、作品の電子データ化等）
	3. 出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、出演料等
	4. 音楽費	作曲料、作調料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作費、副指揮料、調律料、稽古ピアニスト料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜製作料等
	5. 文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、舞台美術・衣裳等デザイン料、照明・音響プラン料、台本料、著作権使用料、企画制作費等
	6. 会場費	会場使用料、付帯設備借上料、稽古場借料
	7. 舞台費	大道具費、小道具費、衣裳借料、かつら費、履物費、メイク費、舞台スタッフ費、舞台機材費、照明費、音響費、舞台美術費等
	8. 設営費	会場設営・撤去費、設営スタッフ謝金等、WEBサイト作業費
	9. 運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、美術品運搬費等 ※車両レンタルなど、使途の判断が出来ないものは除く
	10. 謝金	編集謝金、原稿執筆謝金、会場整理謝金、通訳謝金、託児謝金等
	11. 通信費	案内状送付料等
	12. 宣伝費	広告宣伝費（新聞、雑誌、駅貼り等）、入場券販売手数料、WEBサイト費（運営費は含まない）、立看板費等
	13. 印刷費	プログラム印刷費（無償配布の場合）、台本印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費、入場券印刷費等（デザイン費・紙代含む）
	14. 配信・記録費	図録費、録画費、録音費、写真費等 ※事業成果として記録するもの・オンライン配信に係るものに限る

※対象経費については、必要に応じて積算根拠書類を提出いただく場合があります。

※助成対象事業の実施にあたって、必要な物品の購入費（消毒液等の感染症対策用品も含む）は助成対象経費として計上可能です。使用する実態に即した費目に計上してください。

対象外経費（例）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○有料頒布するプログラム、図録等の作成経費</li> <li>○レンタカ一代、交通費、駐車場代、高速料金、燃料費、宿泊費、催事保険料等</li> <li>○自ら設置しましたは管理する会場施設・稽古場で行う場合の使用料</li> <li>○団体または個人の財産となる物品等の購入費等</li> <li>○団体の運営維持費（ホームページ運用費等）</li> <li>○飲食費</li> <li>○立替払いにより支払われた費用</li> <li>○助成金報告書作成経費</li> <li>○印紙代、振込手数料</li> <li>○支給品・記念品代</li> <li>○カラオケ代</li> <li>○USB、SDカード</li> </ul>
----------	--

## 7 審査の基準

申請書類の内容について、杉並区文化・芸術振興審議会（以下「審議会」という。）において、以下の視点を基に審査します。申請書類を基に審査を行いますので、できるだけ具体的に記載してください。

（主な審査基準）

- 事業計画の具体性・実現性、収支予算の妥当性
- 文化芸術活動としての継続性
- 創造性に富んでいるか
- 上記のほか、加点対象として、以下の項目を設定します。
  - ・**「区民との関わりや地域への波及効果」**
  - ・**「杉並の地域資源・文化資源を生かした活動か」**
  - ・**「社会貢献的な要素があるか」**
  - ・**「新規性のある活動か」**

## 8 審査結果の通知

審査結果については、採否に関わらず**令和6年9月上旬(予定)**までに文書での通知を行います。申請件数や審査の進捗状況によって通知時期が遅れることがありますので、あらかじめご了承ください。

## 9 失格事項（以下のいずれかに該当する場合）

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 「1 対象者」の要件を満たさなくなった場合
- (3) 申請書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- (4) 申請者（申請予定者の関係者を含む。）が、審議会の設置から審査結果の通知があるまでの間、審議会委員及びこの申請に関する区職員に対し、当該審査に関して自己を有利にする又は他者を不利にすることを目的に接触をした場合  
なお、以下の場合は、上記の接触には該当しません。
  - 募集要項に基づく区への質問及び書類の提出等
  - 現に区から受けている委託業務等の履行に必要な行為
  - 区が主催する審議会、意見交換会等への参加
- (5) 前各号に定めるもののほか、審査の公正性・公平性を害する行為や、著しく信義に反する行為があった場合

## 10 交付決定の取消し

以下のいずれかに該当すると認められるときは、助成金の交付の確定の全部または一部を取り消すことがあります。

- (1) 申請の内容に不備（助成金の額に係るものに限る）があったとき
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (3) 助成事業が要件に該当しなくなったと認められるとき
- (4) 申請者に不正な行為があると認められるとき

- (5) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき
- (6) 区が定める期間内に募集要項に定める報告書類等を提出しないとき
- (7) 助成事業を遂行しないとき、または遂行する見込みがないと認められるとき
- (8) その他助成金の交付決定の内容、またはこれに付した条件その他法令または要綱に基づく命令に違反したとき

## 11 事業報告・領収書について

### (1) 事業報告

交付決定を受けた場合は、事業終了後1か月以内に以下の書類を郵送または窓口持参で文化・交流課にご提出ください。3月に実施する事業についても、令和7年3月31日（月）までにご提出ください。

#### 【事業終了に伴う書類一覧（各1部）】

①	杉並区文化芸術活動助成金事業完了報告書（第4号様式）
②	収支決算書
③	領収書（助成対象経費に係るもののみ）の原本 ※確認後に原本は返却し、写しをお預かりします
④	領収書（助成対象経費に係るもののみ）の写し
⑤	事業内容がわかる資料（チラシ、記録写真等）
⑥	杉並区文化芸術活動助成金交付請求書兼口座振替依頼書（第6号様式）

### (2) 領収書

提出する領収書は以下の点に注意してください。

○宛名：申請者名（団体で申請のときは団体名）または代表者名が記載されたものであること（略称は不可）

※認められない例：名字だけのもの（○杉並 太郎 × 杉並）、宛名のないもの（上様も不可）、申請時の団体名（または代表者名）以外の宛名が記載されたもの

○品名：具体的な品名が明記されたものであること ※「お品代」は認めるとはできません

○発行者：発行者の氏名、住所、連絡先が明記され、原則として領収印が押印されたものであること（領収印が必要ない場合もありますので、P10のQ&A(Q3-2)をご参照ください。）

○日付：事業を実施する上で適正な日付のものであること

※「領収書」の表記がない、いわゆる「レシート」は認めることができません。

※口座振り込み等で領収書が発行されない場合は、請求書と口座振込明細書の両方の提出が必要となります。

※事前実施の場合でも要件を満たした領収書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

## 12 助成金額の確定及び支払い

ご提出いただいた収支決算書と領収書を元に助成金額（上限20万円、補助率10/10、1,000円未満切り捨て）を確定します。事業報告書類に不備がないことが確認した後、杉並区文化芸術活動助成金額確定通知書を発送します。その後、請求書を提出いただき、ご指定いただいた口座にお振込みします。

### 13 その他の注意事項

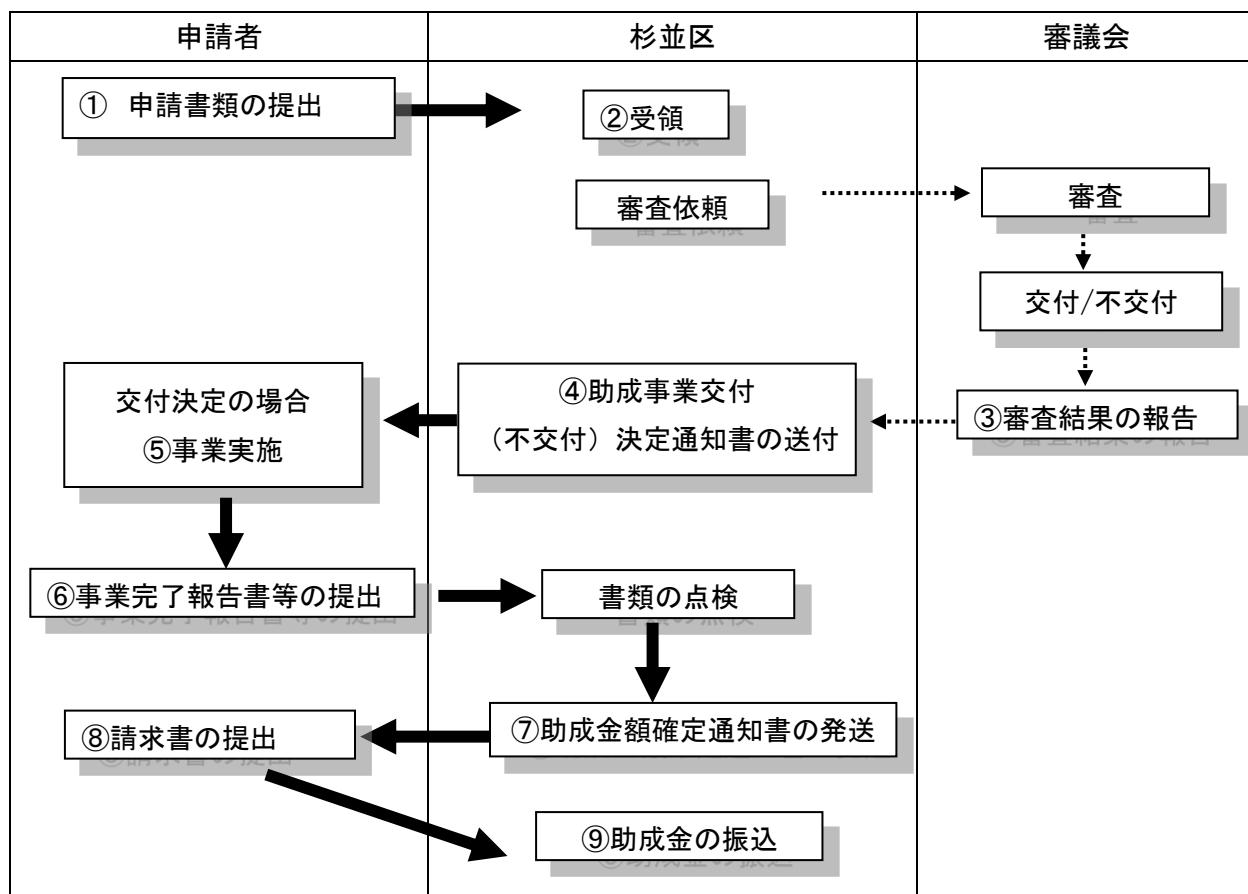
- (1) 提出書類は、区条例等に基づく情報公開請求があった場合、非開示とすべき情報を除き公開の対象となります。
- (2) 申請後、交付決定された事業の内容に変更が必要となった場合または事業を中止する場合は、速やかに文化・交流課へご連絡ください。
- (3) 助成事業は、申請者名、事業名、助成金交付確定額等を翌年度の6月頃に区ホームページに掲載します。
- (4) 同一申請者が複数の申請をすることはできません。
- (5) 承認された事業は、職員等が実施状況確認のために現場調査（モニタリング）を行うことがあります。
- (6) 助成対象事業となった場合、事業のチラシ・ポスター等の制作物に、ロゴマークと「杉並区文化芸術活動助成事業」であることを明記してください。なお、事業承認前にチラシ・ポスター等の制作物を制作する場合はこの限りではありません。

★文化芸術活動助成金ロゴマーク



杉並区文化芸術活動助成事業

### ■助成金交付までの流れ



## 14 助成金Q&A

### 【対象者について】

Q1-1 国籍を問わず申請が可能でしょうか？

A1-1 「1 対象者」の条件に該当していれば国籍は問いません。

Q1-2 プロとして文化・芸術活動で生計を立てていなくても申請できるのでしょうか？

A1-2 「1 対象者」の条件に該当していれば可能です。

Q1-3 本助成金は、同一の団体・人物が複数回申請することはできますか？

A1-3 申請できません。

Q1-4 令和5年度の「文化芸術活動助成金」に申請し採択されたが、申請は可能でしょうか？

A1-4 可能です。

Q1-5 設立したばかりの団体で、活動実績がありません。助成の対象者となりますか？

杉並区民ですが、活動実績がありません。助成の対象者となりますか？

A1-5 団体として申請する場合は対象となりません。個人での申請は活動実績を要件としないため、対象となります。

Q1-6 団体で申請する場合、直近の活動が令和2年3月では助成の対象とならないのでしょうか？

A1-6 対象となります。

Q1-7 団体で申請する場合の活動実績について、自ら主催した活動ではなく、他の主催者から依頼されて行った活動は、実績として認められますか？

A1-7 事業を主催したことが要件となるため実績として認められません。複数団体で共同主催として実施した場合は対象となることがあります。

Q1-8 活動メンバーの1人が別の申請団体にも所属しています。この場合、どちらの団体も対象になるのでしょうか？一方の団体のみ対象となるのでしょうか？

A1-8 重複だけを理由に一律に対象外とはなりません。提出いただいた各種書類に基づき、審議会で判断します。

Q1-9 子どもの育児のため、3年間活動を中断しており、令和6年4月1日時点で満44歳です。申請は可能ですか？

A1-9 可能です。必要に応じて中断した期間が分かる書類の提出をお願いする場合があります。

【個人の場合】申請書別紙の「1. 申請者に関する特筆事項」に活動を中断した期間と理由について記載してください。

【団体の場合】代表者は申請書別紙の「1. 申請者に関する特筆事項」に活動を中断した期間と理由について記載してください。構成員は別紙団体構成員名簿の備考欄に活動を中断した期間と理由について記載してください。

Q1-10 団体で申請する場合、「令和6年4月1日において当該団体の構成員の3分の2以上が満39歳以下であること若しくは団体の活動歴が5年以下であること」とありますが、どちらか一方に当てはまればよいということですか。

A1-10 どちらか一方に当てはまれば申請が可能です。

Q1-11 団体で申請する場合、「直近3年以内（令和3年（2021年）4月1日～令和6年（2024年）3月31日）に、広く一般公衆に鑑賞させることを目的とした事業を1事業以上実施した実績を有していること」とありますが、杉並区以外で実施した活動は実績として認められますか？

A1-11 認められます。

Q1-12 団体の活動実績でオンラインのみの実績ならありますか、認められますか？

A1-12 オンラインのみの実績の場合も認められます。ただし、インターネット上のWEBサイト等で不特定多数の方が見ることができる方法で実施したことが条件となります。

Q1-13 団体で申請する場合の活動実績について、申請する団体としての実績はありませんが、団体の構成員の実績が1回以上あれば申請できますか。

A1-13 申請できません。申請する団体が主催した実績が必要です。

#### 【対象事業について】

Q2-1 7月から3か月連続で行う企画ですが、3回とも助成対象になりますか？

A2-1 事業としての同一性を保持する事業であれば、全体を一つの事業とみなしますので、3回分の経費を計上することができます（3回分で上限20万円）。

Q2-2 実施場所が確定していませんが、申請は可能ですか？

A2-2 区内で実施予定の場合は申請可能ですが、確定していることが望ましいと考えます。ただし、最終的に区外で実施した場合は対象外となります。

Q2-3 文化芸術活動事業助成金も対象となる場合、同一の事業を同時に申請することは可能ですか？

A2-3 可能です。ただし、重複して採択されることはありません。

Q2-4 本助成金以外に国や民間団体の助成金の申請を予定していますが、同一事業での申請は可能でしょうか。

A2-4 国等や民間団体からの助成金・補助金、企業協賛金等を受ける事業であっても申請は可能です。ただし、区との共催事業または区から名目の如何を問わず助成金、補助金、委託費等を受けている事業は対象外となります。

Q2-5 すでに事業が終了していますが、申請は可能でしょうか？

A2-5 令和6年4月1日（土）～令和7年3月31日（日）に実施した事業は可能ですが、助成を保証するものではありません。

Q2-6 オンラインで事業を実施しますが、助成金の対象になりますか？

A2-6 オンラインのみでは対象になりません。広く一般公衆に鑑賞させることを目的として、区内のホールや劇場等で事業を実施することが条件となります。

#### 【事業報告・対象経費について】

Q3-1 対象外経費の領収書まで提出が必要ですか？

A3-1 「収支決算書」に記載した助成金の対象となる費用の領収書のみご提出ください。

Q3-2 押印されていない領収書は、無効でしょうか？

A3-2 証明力の高い押印がなされた領収書を原則ご提出いただきますが、直筆サインや販売店の都合で押印されていない領収書を受け取られた場合等は有効としますので、個別にご相談ください。

Q3-3 助成金の申請者（団体名または代表者名）と領収書等の宛名（団員の個人名）が異なっています。助成金の対象経費として認められますか？

A3-3 認められません。助成金申請者を支払者とする領収書のみ対象となります。

Q3-4 「申請者自身への支払い」は対象経費と考えてよいでしょうか？

A3-4 申請団体の代表であるAから出演者Aへの支払いは認めますが、個人で申請した申請者Bが出演者Bへの支払いは認められません（公人としての申請者を個人と区別しています）。

Q3-5 「ホームページの開設費用」は「団体または個人の財産となる物品等の購入費等」に当たらず対象となると理解してよいでしょうか？

A3-5 事業の実施に係るホームページ開設費用は対象としますが、運用費（ランニングコスト）は対象外となります。

Q3-6 申請事業と併せて行うオンライン事業の経費も対象経費と考えてよいでしょうか？

A3-6 申請事業と同一事業として行うオンライン事業に係る経費は対象経費として認められます。

#### 【その他】

Q4-1 承認予定件数10件程度とありますが、先着順でしょうか？

A4-1 先着順ではありません。募集期間終了後に審査を行います。

Q4-2 助成金の支払い時期はいつ頃になるのでしょうか？

A4-2 事業完了報告書をご提出いただき、不備がなければおおむね1か月程度で指定の口座に振り込みます。

Q4-3 本助成金は課税対象となるのでしょうか？

A4-3 課税対象となります。



(案)

令和 6 年度

# 若手アーティスト 文化芸術活動事業助成金

杉並区の若手アーティストによる、広く一般公衆に  
向けて行う文化芸術活動事業を支援します

## 上限 20 万円

(補助率 10/10 承認予定件数: 10 件程度)

受付期間: 4月 15 日(月)~6月 14 日(金)必着

事業実施対象期間: 令和 6 年 4 月 1 日(月)~令和 7 年 3 月 31 日(月)

### 申請対象者

原則 39 歳以下、杉並区に住民登録をしている 等



### 対象事業例

杉並区内で行う美術展・音楽ライブ・映画の上映会  
・演劇公演・舞踏公演・伝統芸能公演 等



### 申請方法

申請書類に必要事項をご記入の上、郵送または窓口持参にて  
受け付けます。申請書類は杉並区ホームページから入手できます。

### 問い合わせ先・提出先

杉並区 区民生活部 文化・交流課 助成金担当  
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所西棟 7 階  
電話 03-5307-0734  
Eメール [bunka-g@city.suginami.lg.jp](mailto:bunka-g@city.suginami.lg.jp)

詳細は こちら

